

消防基金規程第五号

消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書（平成九年三月二十六日消防消第五十六号）第十五条の規定に基づき、福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年八月八日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 荒木泰臣

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（奨学援護金の支給）</p> <p>第十条 奨学援護金は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の受給権者のうち、次の各号の一に該当する者に対して支給する。</p> <p>一 障害補償年金の受給権者（総務省令別表第二に定める第一級から第三級までの障害等級に該当する障害がある者に限</p>	<p>（奨学援護金の支給）</p> <p>第十条 奨学援護金は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の受給権者のうち、次の各号の一に該当する者に対して支給する。</p> <p>一 障害補償年金の受給権者（総務省令別表第二に定める第一級から第三級までの障害等級に該当する障害がある者に限</p>

る。以下次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第二百二十四条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上であると基金が認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第四号において同じ。）を受ける者若しくは同法第二十七条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する職業訓練とする。次項第四号において同じ。）を受ける者若しくはこれらに準ずる施設において教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものとして理事長が定めるもの（以下この条において「教育訓練等」という。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの

二（四）（略）

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とす

る。以下次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第二百二十四条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上であると基金が認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第四号において同じ。）を受ける者若しくは同法第二十七条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する職業訓練とする。次項第四号において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの

二（四）（略）

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とす

る。

一・二（略）

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額一万八千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額三万九千円

（遺族特別援護金の支給）

第十六条（略）

る。

一・二（略）

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者 月額一万八千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において職業訓練（前号に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業訓練開発総合大学校において職業訓練を受ける者 月額三万九千円

（遺族特別援護金の支給）

第十六条（略）

<p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 遺族補償年金の受給権者 千七百三十五万円</p> <p>二 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第九条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 千七百三十五万円</p> <p>三 遺族補償一時金の受給権者で基準政令第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は総務省令別表第二に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族 千二百十五万円</p> <p>四 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第九条第一項第三号に該当するもの（前号に掲げる者を除く。） 六百九十五万円</p>	<p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 遺族補償年金の受給権者 千八百六十万円</p> <p>二 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第九条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 千八百六十万円</p> <p>三 遺族補償一時金の受給権者で基準政令第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は総務省令別表第二に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族 千三百二十万円</p> <p>四 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第九条第一項第三号に該当するもの（前号に掲げる者を除く。） 七百四十四万円</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- 1 この規程は、令和四年八月八日から施行する。
- 2 改正後の第十条の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第十六条第二項各号の規定は、令和四年七月一日以後に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金については、なお従前の例による。ただし、令和四年七月一日から令和五年三月三十一日までの間に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金に係る同項各号の規定の適用にあつては、同項第一号及び第二号中「千七百三十五万円」とあるのは「千七百九十五万円」と、同項第三号中「千二百十五万円」とあるのは「千二百五十五万円」と、同項第四号中「六百九十五万円」とあるのは「七百二十万円」とする。